

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日時点の登録に基づいて課税される税金です。

・引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和7年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

・変更登録が間に合わないときは

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

北海道 自動車税 住所変更 検索

問合せ 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190

クルマの手続きを忘れずに!!

クルマの手続きは国土交通省HPから!

所有者が変わったときは **移転登録** が必要です

引越したときは **変更登録** が必要です

軽自動車は、軽自動車検査協会事務所でのお手続きが必要です!
詳しくは軽自動車検査協会HPへ <https://www.keikenkyo.or.jp/>

問合せ

- 登録自動車に関すること【白や緑のナンバープレート（室蘭・苫小牧）】
運輸支局（室蘭運輸支局） ☎050-5540-2004
- 軽自動車に関すること【黄色や黒などのナンバープレート（室蘭・苫小牧）】
軽自動車検査協会事務所（室蘭事務所） ☎050-3816-1766

国勢調査 2025 調査員 随時募集中です

令和7年10月1日に、日本国内に住んでいるすべての人と世帯を対象とした「国勢調査」が行われます。働いていただく期間は9月～10月となります。

調査には、多くの調査員の協力が必要です。募集は随時行っていますので、ご協力いただける方がいましたら、下記までお問い合わせください。

問合せ 総務課情報グループ ☎@2511

